

## 和歌山海区漁業調整委員会指示によるイサキの増殖礁に係る採捕禁止区域の設定について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、和歌山海区漁業調整委員会指示により、イサキ増殖礁周辺海域において以下の内容で禁漁区が設定されていますのでご注意ください。

区域(1)においてはイサキのみを、区域(2)においては全ての水産動植物を採捕してはいけません。また期間は周年となっています。

### ●区域(1) 下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度（北緯）	経度（東経）
① 御坊市名田沖	ア	33 度 50.122 分	135 度 09.918 分
	イ	33 度 50.123 分	135 度 10.064 分
	ウ	33 度 49.980 分	135 度 10.066 分
	エ	33 度 49.979 分	135 度 09.919 分
② 印南町印南沖	ア	33 度 48.332 分	135 度 12.931 分
	イ	33 度 48.272 分	135 度 13.086 分
	ウ	33 度 48.161 分	135 度 13.025 分
	エ	33 度 48.221 分	135 度 12.870 分
③ 印南町島田沖	ア	33 度 46.725 分	135 度 15.025 分
	イ	33 度 46.602 分	135 度 15.026 分
	ウ	33 度 46.602 分	135 度 14.879 分
	エ	33 度 46.724 分	135 度 14.878 分

(数値はいずれも世界測地系)

### ●区域(2) 下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度（北緯）	経度（東経）
① 御坊市名田沖	ア	33 度 50.079 分	135 度 09.970 分
	イ	33 度 50.080 分	135 度 10.013 分
	ウ	33 度 50.023 分	135 度 10.014 分
	エ	33 度 50.023 分	135 度 09.971 分
② 印南町印南沖	ア	33 度 48.275 分	135 度 12.957 分
	イ	33 度 48.251 分	135 度 13.017 分
	ウ	33 度 48.219 分	135 度 12.999 分
	エ	33 度 48.243 分	135 度 12.938 分

③ 印南町島田沖	ア	33 度 46.681 分	135 度 14.973 分
	イ	33 度 46.645 分	135 度 14.974 分
	ウ	33 度 46.645 分	135 度 14.931 分
	エ	33 度 46.681 分	135 度 14.930 分
④ 田辺市目良沖	ア	33 度 43.691 分	135 度 20.640 分
	イ	33 度 43.635 分	135 度 20.754 分
	ウ	33 度 43.712 分	135 度 20.808 分
	エ	33 度 43.768 分	135 度 20.695 分
⑤ 白浜町瀬戸沖	ア	33 度 41.036 分	135 度 19.842 分
	イ	33 度 40.938 分	135 度 19.928 分
	ウ	33 度 41.023 分	135 度 20.066 分
	エ	33 度 41.121 分	135 度 19.980 分

(数値はいずれも世界測地系)

